全国「精神病」者集団

世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク

国際障害同盟

自由権規約に基づき日本に対しての質問事項提案

精神疾患を持つとされた人の人権に関して

（2,7,9,10,16,19.26条）

１公的と指摘を問わない場所において、以下についての情報と統計を提供されたい[[1]](#footnote-1)

1. 強制医療を受けている人の数及びその期間 ;

日本では強制医療はよくあることであるが、これらの数と期間についてのデータを私たちは持たない

1. 身体拘束と隔離をされている人の数とその期間 ;

日本では身体拘束と隔離をされている人の数は増えて２０１０年６月３０日には９０００人以上が身体拘束され、同じく９０００人以上が隔離されている。

最近、福井記念病院の理事長である内藤氏が毎日新聞に告白したことによると、病院の高齢入院患者のほとんどが歩けて車椅子の必要もないのに、車椅子に拘束されている。福井記念病院の件は２０１３年６月２２日から２８日にわたり６回のシリーズで毎日新聞に掲載された

1. 名誉毀損あるいは侮辱を理由として強制入院されている人の数

日本では都道府県知事による強制入院の要件の一つは「自傷他害の恐れ」であり、互いは名誉毀損と侮辱も含まれている。これは自由権規約１９条の表現の自由の権利侵害である 。

幸い強制入院はされなかったものの、こうした理由で精神鑑定に回された例を２つ知っている。一つは精神病院を批判したビラをまいただけ、今一つは法務省人権擁護局に対して精神病院の虐待と人権侵害を通報し、擁護局がその病院に調査に入ったが、病院長が名誉毀損を理由として彼を他害のおそれがあるとして申請、彼が精神鑑定に回されたというもの彼らが私たちの組織に報告したのでこれらの２つの霊のみを知っているが、他の例について情報を持たないし、とりわけ強制入院となった事例についての情報がない

1. 障害者又は無能力とされた人の権利制限を認めている法律についての情報

先の国会で運転免許について法が精神疾患のある人についてより厳しい制限を課すように変えられた。法的無能力とされて人にはたくさんの権利制限の条項がある例えばNPO法人の理事に慣れないなど

２　法律で、医療における自由なインフォームドコンセントについての定義あるいはガイドラインはあるのか

３　なぜ強制入院の率がそれぞれの都道府県で大きく違うのか[[2]](#footnote-2)

都道府県による新規強制入院の人口比での数

３３条　医療保護入院

最小と最大で４倍以上の違い

２９条　措置入院

最小と最大で１７倍以上の違い

強制入院の在院患者数の人口比の都道宇検での違い

３３条　医療保護入院

最小と最大で４倍以上の違い

２９条　措置入院

最小と最大で３倍以上の違い

4 当事者にとって拷問あるいは残虐で非人道的品位を汚す処遇あるいは刑罰となる強制入院について政府はいかに正当化するのか

日本では４０％上の入院患者が強制入院であり、OECD諸国において最大の精神病床を持ちかつ最大の平均在院日数である。３０万人以上の精神病院入院患者がおり、１１万人以上が５年以上在院、さらに３６０００人以上が２０年以上在院している

５　政府は精神病院病床と入院患者数を減らすためにどのような行動を取りあるいはこれからとるのか

６　政府は他の者と平等な地域での自立生活精神障害者の権利保証のために政府は何を行いさらに行おうとしているのか

日本では精神保健予算の９７％が精神病院（９０％が私立病院）に費やされ、地域精神保健に対しては３％しか使われていない

７　政府は強制入院、身体拘束、隔離、そして強制医療を廃止するために何を行いそして行おうとしているのか

８　政府は精神病院における拷問虐待を防止するためそして監視するためにさらに被害者に対しての救済に向けて何をなし、そしてこれからしようとしているのか

精神病院において強制的かつ恣意的な拘禁・入院、過剰投薬を含む同意のない医療、身体拘束、隔離、頻発する暴力そして殴り殺されたり、職員による暴力によって、そして官民を問わず病院の免責と責任の免除（こうした暴力のうち非常にまれな例では責任追及されるが、それは職員個人の責任に限られている）によって、また病院に入れられている人々が、いかなる救済も賠償もなしに放置されたままであること（官民を問わず精神病院に対して有効な不服審査請求のメカニズムも監視メカニズムもない）によって、精神障害者の人権は組織的に侵害されている。

退院請求の成功はたったの３％であり、精神保健法の精神医療審査会の定期審査については0.005％しか退院となっていない。定期審査は病院のかいた書類の審査だけである

1. 拷問等禁止条約委員会最終見解より引用「最後に、拘束的な方法が過剰に使用されていることへの効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、同様に関連する統計的データが欠けていることに懸念を表明する」 [↑](#footnote-ref-1)
2. 日本の精神保健福祉法による強制入院は主に２つである。２９条と３３条である。２９条は精神障害者であり、医療と保護のために入院させないと自傷他害のおそれがあると二人の精神科医が判断すると言う要件。３３条の要件は精神障害者であり、自発的入院をする能力がなく、医療と保護のために入院が必要と一人の精神科医が判断し家族の一人が同意するという要件である [↑](#footnote-ref-2)